

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

射水市では、豊かな海の恵みを生かした漁業のほか、旧北陸街道を中心とした商業、豊かな水を生かした農林業など、それぞれの地域の特性を生かした産業が幅広く発展してきた。近年では、国際拠点港湾伏木富山港（新湊地区）の背後地に、製造業を中心とした企業進出が相次ぎ、日本海側有数の工業地域として発展している。（全産業従業者における製造業従事者割合 29.5% H28 年経済センサス活動調査）

市内人口は、平成 17 年をピークに減少傾向にある。人口構造においても、平成 27 年国勢調査によると、年少人口 13.4%、生産年齢人口 57.6%、老年人口 28.7%と、富山県全体に比べ若い世代がやや多い状況にあるが、経年変化をみると、平成 7 年を境に年少人口と老年人口が逆転するなど、少子高齢化の傾向が強まっており、今後も生産年齢人口の減少が進んでいくことが見込まれている。

市内の事業所数は、2009 年から 2014 年にかけて 8.6%減少しており、今後も減少傾向が見込まれる。さらには、人手不足、後継者不足等の課題にも直面しており、対策を講じないまま放置すると、長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、市では、市内企業に対する独自の取組として、雇用確保対策事業や販路拡大促進事業、経営基盤安定化に向けた補助事業等を講じてきたところであるが、今後は、中小企業の生産性の抜本的な向上を図るなど、生産年齢人口の減に伴う人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が受け継ぎたいと思える魅力ある企業づくりを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、富山県西部地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 80 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

射水市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業、小売業、卸売業と多岐に渡り、多様な業種が射水市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

射水市では、地域特性を生かした産業が、港湾・臨海部、平野部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現させ、市内の均衡ある発展を推進する観点から、本計画の対象区域は、射水市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

射水市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業、小売業、卸売業と多岐に渡り、多様な業種が射水市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。